

中国残留邦人等に対する支援策

研修施設での支援

※国が委託する施設での支援

中国帰国者支援・
交流センター
(全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

＜帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)＞

*平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修)

＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞

・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修)

＜永続的な支援(7センター共通)＞

・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
・各自治体を実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援

＜介護に係る環境整備(7センター共通)＞

・語りかけボランティア訪問

生活支援

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

満額の老齢基礎
年金等の支給

・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても
保険料の納付を認める。
・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び
配偶者支援金
の支給

＜支援給付＞

・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
・中国語等のできる支援・相談員の配置

＜配偶者支援金＞

・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(特定中国残留邦人等が永住帰国する前
から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での支援

※自治体が地域の实情
に応じて実施

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業

・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等

◎身近な地域での日本語教育支援

・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
・民間日本語学校利用時の受講料補助 等

◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助

◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

◎二世に対する就労支援